

＜タイ税務・会計情報＞

所得控除関連の歳入局長通達

2009年2月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

1. 法令名	1
2. 法令の趣旨と背景	2
3. 日系企業への影響	3

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地会計コンサルティング会社Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.に作成委託し、2009年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

<タイ税務・会計情報>

所得控除関連の歳入局長通達

1. 法令名

NOTICE OF DIRECTOR-GENERAL OF REVENUE DEPARTMENT
RELATING TO INCOME TAX (NO.169)
RE: BASES, PROCEDURES AND CONDITIONS ON EXEMPTION OF
INCOME TAX FOR INCOME PAID FOR BUYING INVESTMENT UNITS
IN LONG-TERM MUTUAL FUND.

所得税に関する歳入局長通達（第 169 号）
長期相互基金の投資ユニット購入に使用した所得に関する所得税非課税の条件
および手続きについて

NOTICE OF DIRECTOR-GENERAL OF REVENUE DEPARTMENT
RELATING TO INCOME TAX (NO.170)
RE: BASES, PROCEDURES AND CONDITIONS ON EXEMPTION OF
INCOME TAX FOR INCOME OR BENEFIT RECEIVED FROM RESALE
OF INVESTMENT UNITS IN RETIREMENT MUTUAL FUND.

所得税に関する歳入局長通達（第 170 号）
退職相互基金の投資ユニットの転売から生ずる所得または便益に関する所得税
非課税の条件および手続きについて

NOTICE OF DIRECTOR-GENERAL OF REVENUE DEPARTMENT
RELATING TO INCOME TAX (NO.171)
RE: BASES, PROCEDURES AND CONDITIONS ON EXEMPTION OF
INCOME TAX PAID FOR BUYING AND HOLDING INVESTMENT UNITS
IN RETIREMENT MUTUAL FUND.

所得税に関する歳入局長通達（第 171 号）

退職相互基金の投資ユニット購入および保有のために使用した所得に関する所得税非課税の条件および手続きについて

2. 法令の趣旨と背景

2008年3月、タイ政府は、経済刺激策として租税軽減措置を打ち出したが、その中に、以下の個人所得税に関する軽減措置が含まれている。

- (1) 所得税が課されない課税所得を10万バーツから15万バーツに引き上げる。
- (2) 生命保険料控除額を5万バーツから10万バーツに引き上げる。
- (3) プロビデントファンド控除額を30万バーツから50万バーツに引き上げる。
- (4) 退職相互基金拠出金控除および長期持分基金拠出金控除を30万バーツから50万バーツに引き上げる。

これらはすでに、関連法令が出され、2008年度の所得から適用されている。上述三つの歳入局長通達は、租税軽減措置の「④ 退職相互基金拠出金控除および長期持分基金拠出金控除」に関する細則、および退職相互基金からの払い戻し金等に関する細則である。

長期相互基金は、老後のための蓄財目的、退職相互基金は、個人を対象とした定年後の年金基金であり、いずれも証券取引法に基づき設置されている証券投資信託基金である。タイにも社会保障法に基づく、老齢年金制度があるものの、全く不十分であるため、個人が行う老後のための貯蓄に対して税務上の優遇を図る趣旨である。個人がこれらの基金に投資を行った場合、一定の範囲内（年間50万バーツ以下かつ所得の15パーセント以下）で所得税を免除する趣旨である。また、退職相互基金からの払戻金は、退職を理由とし、年間50万バーツかつ拠出額の15%を超えない範囲で所得税が免除される。

(コメント)

上記説明で、「所得控除」と「非課税所得」の混同があるかと思われるが、タイでは、所得控除も非課税所得も申告書上は、どちらも総所得からの控除項目として同列に取り扱われている。基金への拠出金に関しては、本来所得控除として取り扱うべきであるが、立法上の便宜から非課税項目として取り扱われている。

3. 日系企業への影響

日本人は日本における年金制度によって老後の生活保障が行われてきたため、過去、個人レベルでの貯蓄にあまり関心が払われなかったが、タイでは、社会福祉が十分なレベルに達しておらず、タイ人にとっては重要な関心事項となっている。ただし、長期相互基金拠出控除および退職相互基金拠出金控除の引き上げは、すでに 2008 年度の確定申告において反映されているため、今回の歳入局長通達によって、タイ人労働者および日系企業への重要な影響はない。

(報告書作成委託先現地会計コンサルティング会社：Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.)